

ひとり親家庭の皆様へご案内

児童家庭課 ☎973-4983

児童扶養手当の支給

離婚などにより、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間(心身に中程度以上の障害がある場合は20歳になる月まで)支給します。ただし、所得制限や資格要件等があります。

【手当の額】 平成26年4月～

全部支給・・・月額41,020円

一部支給・・・月額41,010円～9,680円

母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯に対し、受けた医療費の本人負担分の一部を助成します。

【対象者】 うるま市に住所があり、医療保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童
- ・父子家庭の父と児童
- ・養育者が養育する父母のいない児童

※ただし、所得制限や資格要件等があります。



母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣事業）

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は事前に登録が必要です。

母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と児童の福祉のために、無利子で資金の貸付を行っています。申請窓口は市で、県（中部福祉保健所）の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

【資金の種類】

修学（児童）・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・転宅・就学支度・結婚・事業開始・事業継続・など

ひとり親家庭の母及び父の資格取得と経済的自立を支援するために、次のような給付制度があります。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%（8,001円以上で20万円以下）を支給します。（受講開始前に必ずご相談ください）

高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に生活の負担軽減を図るための費用を支給します。（事前にご相談ください）

障害のある子供のために

特別児童扶養手当の支給

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。ただし、所得制限等があります。

【手当の額】 平成26年4月～

- ・1級該当の児童1人につき月額49,900円
- ・2級該当の児童1人につき月額33,230円

